

審 査 意 見 書

NTT アノードエナジー株式会社
代表取締役社長 岸本 照之

（仮称）洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価概要書に関し、環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）第12条第1項の規定に基づく審査意見は下記のとおりである。

令和6年8月14日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

記

標記事業の環境影響評価概要書（以下「概要書」という。）について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、NTT アノードエナジー株式会社が、洲本市内で面積約67haの太陽電池発電所を新設する計画であり、事業を通じて社会における再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減に資することを目的として、事業を実施するとしている。

事業実施区域及びその周辺では、太平洋セメント株式会社（以下「太平洋セメント」という。）により令和3年まで土石採取事業が行われ、現在は裸地部分が相当な面積を占めている。本事業では新たな土地造成や樹木伐採等を行われない計画であるものの、事業区域が相当な面積を有することから、工事の実施及び施設の供用により地域環境に影響を及ぼす可能性がある。

このことから環境影響評価の実施にあたっては、概要書に記載の調査、予測及び評価を着実に行うことはもとより、以下の措置を適切に講じることにより、環境影響評価項目を追加するなど適切な調査、予測及び評価を実施すること。

1 全体的事項

- （1） 事業の実施により斜面の崩落や土砂の流出、濁水の発生等、周辺環境に悪影響

が生じないよう、事業実施区域周辺の法面、沈砂池及び調整池等を管理する太平洋セメントとの連携・協力体制整備も含め、必要な対策を講ずること。なお、対策の内容については環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

- (2) 環境影響評価の内容に関しては、条例に基づく縦覧期間終了後もインターネットで公表を継続することや印刷を可能にすること等により積極的な情報公開に努めること。
- (3) 調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討にあたっては、洲本市長からの意見も十分にふまえること。

2 個別的事項

(1) 水質汚濁

- ア 地形改変及び施設の存在に伴う水の濁りについて環境影響評価項目に追加すること。現況については水質調査を実施し、降雨時を含めた最新のデータを把握するとともに、予測及び評価においては太陽光パネルの敷設に伴う雨水流出係数の変化を勘案すること。なお、調査、予測及び評価の方法や調査場所については、専門家の指導のもとで決定し、調査実施前に県へ報告すること。
- イ 雑草の繁茂への対策について、薬剤の使用や防草シートの敷設等、その方法によっては周辺水域の水質への影響が生じる場合があるため、適切な対策を検討し、準備書に明記すること。

(2) 動物

- ア 事業実施区域及びその周辺は「洋上から陸域に到達した鳥類が地上付近の上昇気流を使って高度を上昇させる場所」であり、鳥類が円滑に渡り行動を行う上で極めて重要な地域である。施設の存在によって、渡り鳥が事業実施区域やその周辺を忌避した場合、上昇気流を使った高度の上昇が困難となり、渡り行動に大きな影響を与えること等が想定される。
このことから、渡りの時期に、事業実施区域とその周辺における渡り鳥の飛翔ルート及び渡り鳥が高度を上昇させる地点について把握し、影響の予測及び評価を適切に行うこと。
- イ 事業実施区域内でも地表面の状態や植生の状況等により、場所ごとに動物の種構成が異なる可能性がある。このことから、昆虫類やクモ類等をはじめとする、生息環境の僅かな変化に影響を受けやすい種について、生息状況を適切に把握するため、現在裸地となっている部分も含め調査地点を増やすこと。

(3) 植物

- ア 事業実施区域及びその周辺の水際等、植物の生育環境となる場所を調査地点に選定すること。
- イ 侵略的外来種の防除にあたっては、種ごとの開花期や結実期を十分に考慮のう

え実施方法及び実施時期を検討し、準備書に具体的に記載すること。

ウ 侵略的外来種が資機材等の搬出入車輛に付着し事業実施区域外に持ち出されることのないよう、必要な対策を検討し準備書に具体的に記載すること。

(4) 地球温暖化

工事の実施にあたっては、省エネルギー機材を最大限利用する等の環境保全措置を行うこと。

(5) その他

事業実施区域及びその周辺の自然環境保全のための措置が適切に実施されるよう、地権者と必要な連携・協力を行うこと。